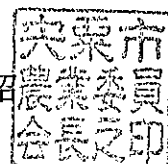


宍粟市農業委員会告示 18 号

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積（下限面積）について、次のとおり定めたので告示する。

令和 5 年 2 月 24 日

宍粟市農業委員会会長 森 本 弘 昭



別段の面積	適 用 す る 区 域
1 アール	山崎町大沢字沢ノ田 693 番 1 一宮町杉田字風呂ノ元 190 番、同 191 番 1、同字高淵 200 番 3 一宮町東河内字西ケ市 262 番 1、同 267 番、同 268 番、同 268 番 2、同 271 番、同 277 番、同字堂ケ市 379 番 1 一宮町河原田字黒田 25 番 1、同字平ラ 114 番 1、同 115 番、同 116 番 4 波賀町皆木字中道 338 番、同 347 番 2
10 アール	1 アールの区域を除く下記の区域 山崎町 梯、大谷、上ノ（上ノ字北尾及び市道細野線以北の地域）、小茅野、塩山、大沢、塩田 一宮町 福知、繁盛地区（上岸田、百千家満、草木、千町、黒原、井内、横山、倉床） 波賀町 野尻以北（野尻、原有賀、原、日ノ原、音水、引原、鹿伏、戸倉、道谷） 千種町 西河内、奥西山、西山、七野、下河野、鷹巣
30 アール	1 アール区域並びに 10 アール区域を除く区域

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

（告示の廃止）

2 令和 4 年宍粟市農業委員会告示第 14 号は、この告示の施行の日をもって廃止する。